

八戸市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日 時 : 令和5年11月7日(火)
午後1時00分～午後1時40分

場 所 : 八戸市公民館2階 会議室1～3

八戸市国民健康保険運営協議会記録

令和5年11月7日(火) 午後1時00分～午後1時40分 八戸市公民館2階 会議室1～3

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長挨拶
- 4 会議録署名委員選出
- 5 議 事
 - (1) 令和4年度八戸市国民健康保険特別会計決算の概要について
 - (2) 八戸市国民健康保険条例及び八戸市国民健康保険税条例の一部改正について
 - (3) 第3期データヘルス計画(案)及び第4期特定健康診査等実施計画(案)について
- 6 閉 会

出席委員 (17名) 被保険者代表 (5名) 青井 貴子 委員 佐々木 智子 委員 中村 喜夫 委員 大塚 明子 委員 村元 正彦 委員 医師等代表 (4名) 袴田 真理子 委員 工藤 祐喜 委員 谷地 泰美 委員 片町 善之 委員 公益代表 (5名) 坂本 美洋 委員—会長 五戸 定博 委員—会長職務代理者 梅内 昭統 委員 橋向 久美子 委員 松浦 芽久美 委員 被用者保険等保険者代表 (3名) 石田 徹 委員 竹ヶ原 浩人 委員 本田 秀明 委員	欠席委員 (1名) 医師等代表 (1名) 松橋 英昭 委員
出席職員 (9名) 磯嶋 美徳 市民環境部長 夏坂 一史 市民環境部次長兼国保年金課長 高橋 ひとみ 国保年金課副参事 (管理給付グループリーダー) 鈴木 俊博 国保年金課副参事 (後期高齢者医療グループリーダー) 慶長 利子 国保年金課参事 (国保税グループリーダー) 宮崎 孝之 国保年金課主幹 上野 千穂 国保年金課主幹 坂本 苗奈絵 国保年金課主査 工藤 圭 国保年金課主査	
傍聴者なし	

[午後1時開会]

●司会 定刻となりましたので、ただいまより、令和5年度第2回八戸市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の出席委員は17名で、欠席委員は、医師等代表委員の松橋委員1名でございます。本日は、委員の過半数が出席しており、且つ、各代表委員が1名以上出席しておりますので、八戸市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

はじめに、事務局から1件ご報告がございます。

被用者保険等保険者代表委員のうち青森県被用者保険等保険者連絡協議会のご推薦によりご就任いただいていた豊川敦様が7月31日付けで、高橋徳誉壽様が8月30日付けで当運営協議会委員を辞任されました。その後任といたしまして、同協議会推薦により10月5日付けで日本原燃健康保険組合常務理事竹ヶ原浩人様、全国健康保険協会青森支部企画総務部長本田秀明様へ市長より委員を委嘱しております。

それではただいまから、委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。本日は、市民環境部長より交付させていただきます。竹ヶ原様、本田様は、その場でご起立願います。

【委嘱状交付】

●司会 続きまして、坂本会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

●会長 委員の皆様には大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

皆様もご存じの通り、日本は世界に誇る皆保険医療制度を実施できておりまして、それは国民健康保険制度があることによって100%補償できているということで、国民であれば、どなたでも保険証を持てる、診療を受けることができるということで、素晴らしいことだと思っております。

その中でも、特に国保の役割が一番大事でございますので、私どもが保険者である八戸市の決めていますことをきちっと審議して、広く市民の皆様から喜ばれるような環境を作っていきたいと、このように考えております。

今日は、4年度の決算が出たようでありまして、その他、条例改正等もございまして、3点の審議案件がございますので、どうぞ皆様、それぞれの立場でご協力いただきますようお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶にさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

●司会 それでは、この後の進行につきましては、坂本会長よろしくようお願いいたします。

●会長 それでは、次第に従いまして進行させていただきます。次第の4、「会議録署名委員の選出」ですが、選出については、会長に一任させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

●一同 異議無し。

●会長 ご異議無しということでございますので、私の方から、村元委員と片町委員にお願いをいたします。

●会長 それでは、議事に入ります。(1)令和4年度八戸市国民健康保険特別会計決算の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

●上野主幹 はい。

●会長 上野主幹。

●上野主幹 私からは、令和4年度八戸市国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。資料上段の歳入から主なものについてご説明いたします。

まず、国民健康保険税は、決算額は37億9558万8000円で、被保険者数の減少等により、前年度と比較し2億3098万6000円、5.7%の減となっております。

2行とびまして、県支出金は、保険給付の実績に応じて交付される普通交付金など県の交付金で、決算額は159億4709万円で、国民健康保険税と同様、被保険者数の減少等により普通交付金が減額となったことから、前年度と比較し1億9994万5000円減となっております。

1行とびまして、繰入金は、国の基準に基づいて市の一般会計から繰入れする一般会計繰入金と、国保特別会計財政調整基金から繰入れする基金繰入金がございますが、決算額は22億3331万9000円、前年度と比較し968万1000円の減額となっております。なお、令和4年度も国保財政調整基金繰入金からの繰入はございませんでした。

次の繰越金は、令和3年度の決算剰余金の繰越分で、決算額は4億1691万3000円となっております。以上、歳入の合計は、一番上段の網掛け部分になりますが、決算額が224億9846万2000円で、前年度と比較し、4億5837万2000円、2.0%の減額となっております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

まず、総務費は、職員の人件費や、国保運営に要する事務経費のほか、青森県国保連合会に対する負担金、国保運営協議会の運営に要する経費などで、前年度と比較し233万2000円減の3億2248万7000円となっております。

次の保険給付費は、被保険者の診察・治療費等に対する療養給付や高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費の支給などに要する経費で、前年度と比較し1億928万1000円減の155億4457万7000円となっております。

次の国民健康保険事業費納付金は、県が医療費の推計を基に、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し決定したもので、前年度と比較し4億6854万4000円減の58億3790万4000円となっております。

1行とびまして、保健事業費は、特定健康診査や国保人間ドックに要する経費が主なもので、前年度と比較し692万8000円増の1億5150万1000円となっております。

以上、歳出の合計は、資料中段の網掛け部分になりますが、決算額が219億3437万4000円で、前年度と比較し、6億554万7000円、2.7%の減額となっております。

歳入歳出の差引は、表の一番下でございますが、5億6408万8000円の黒字を計上し、この黒字額は令和5年度に繰越するものでございます。

最後に、皆さまのお手元に配布してございます「令和5年度八戸市の国保と年金」は、八戸市で毎年作成しているもので、本日も説明いたしました決算状況や、被保険者数、保険税、保険給付など八戸市国保の状況が詳細にわかるものとなっております。今後のご参考にどうぞお持ち帰りください。私からの説明は以上でございます。

●会長 ただいまの説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思っております。何かございますでしょうか。

●委員 はい。

●会長 委員。

●委員 1点ですね、歳入で国庫支出金のところが0となっておりますが、その辺について教えていただ

ければと思います。

●夏坂次長 はい。

●会長 夏坂次長。

●夏坂次長 国保年金課の夏坂と申します。よろしくお願ひいたします。国庫支出金に関しましては、国庫支出金の補助対象となる事業が4年度はなかったものですから、0になっているということでございます。よろしいでしょうか。

●委員 ありがとうございます。

●会長 他にご質問・ご意見ございませんか。

●一同 なし。

●会長 他にないようですので、ただいまの令和4年度八戸市国民健康保険特別会計決算の概要については、以上で了解いただいたものとして取り計らいます。では、この件は、終了とさせていただきます。

●会長 続きまして、(2)八戸市国民健康保険条例及び八戸市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

●坂本主査 はい。

●会長 坂本主査。

●坂本主査 私からは、議事(2)のうち、八戸市国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。

まず、1. 改正理由であります。子ども医療費給付条例の一部改正に伴い、令和6年1月1日から子ども医療費の給付に係る保護者の所得制限が撤廃され、国民健康保険において実施している子ども医療費の給付の所得制限を超えた場合の乳児の一部負担金支払の免除が不要となることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、2. 改正内容であります。現在、本市の子ども医療費の給付に係る保護者の所得制限超過により子ども医療費助成対象外となる乳児の一部負担金を免除、保険給付しておりますが、令和6年1月1日より、この所得制限が撤廃され、先程申し上げました乳児も子ども医療費助成の対象となることから、以後は、本市の子ども医療費助成の対象外となる一時保護検討者、保護者がDV等支援措置者等の、特別の事情を有する乳児のみ、一部負担金の免除対象とするものであります。

次に、3. 条例改正であります。令和5年12月市議会定例会に提案、議決後、令和6年1月1日施行予定であります。

またこれに伴い、八戸市国民健康保険条例施行規則についても、所要の改正を行う予定であります。

説明は以上です。続きまして、八戸市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、慶長参事よりご説明いたします。

●慶長参事 私からは、議事(2)のうち、八戸市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。

まず、1の改正理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、出産する被保険者の、産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置を講じるためのものでございます。

次に、2の改正内容でございます。当市の国民健康保険税では、所得に応じた所得割額、人数に応じた均等割額及び世帯ごとの平等割額の合計額を課税しておりますが、子育て世帯の経済的負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る保険税のうち、産前産後期間の4か月分、多胎妊娠の

場合は6か月分の所得割額と均等割額を減額するものでございます。

なお、低所得世帯につきましては、既に均等割額・平等割額の7割、5割、2割軽減措置を講じておりますが、低所得世帯に属する出産被保険者につきましては、軽減後の均等割額から減額いたします。

対象となる出産とは妊娠85日以降の分娩で、死産、流産、人工妊娠中絶及び早産も対象となります。

対象期間は、単胎妊娠の場合は、出産月の前月から2か月後までの4か月、多胎妊娠の場合は、出産月の3か月前から2か月後までの6か月で、世帯の年税額から、出産被保険者に係るこの期間相当分の所得割額と均等割額を減額いたします。

この軽減措置は令和6年1月1日施行予定ですが、出産月の2か月後までが軽減期間となることから、令和5年11月に出産する方から対象となります。

次に、3の条例改正でございますが、この条例改正案につきましては、令和5年12月市議会定例会への提案を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

●会長 ただいまの説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。何かございませんか。

●委員 はい。

●会長 委員。

●委員 今の説明だと、資料の2と3は議会に諮ってからということになるんですね。そして、もし認められれば、1月1日から施行という解釈でいいですか。

●慶長参事 はい。その通りです。

●委員 わかりました。ありがとうございます。

●会長 他にございませんか。

●一同 なし。

●会長 では、ないようですので、ただいまの八戸市国民健康保険条例及び八戸市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、皆様から了解いただいたものとして終了させていただきます。

続きまして、(3)第3期データヘルス計画（案）及び第4期特定健康診査等実施計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

●工藤主査 はい。

●会長 工藤主査。

●工藤主査 私からは、資料4の八戸市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案の概要についてご説明いたします。

まず、計画の趣旨・計画期間についてご説明いたします。八戸市国保はこれまで、診療情報等の分析に基づく被保険者の健康保持増進のための保健事業の実施計画であります「第2期データヘルス計画」及びメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査等の実施計画であります「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、各種保健事業の推進に取り組んでまいりました。

この度、両計画が今年度をもって終了することから、次期計画につきましては、引き続き相互の連動を念頭に、一体的な計画として令和6年度から令和11年度までの6か年の計画を策定することといたしました。

次に前期計画の主な実施状況についてご説明いたします。

まず、特定健康診査受診率につきまして、5年度の計画目標は60%であります、4年度実績 31.5%であり、目標と大きな開きがあります。

次に、特定保健指導実施率につきまして、5年度の計画目標は60%であります、4年度実績 24.6%であり、これも目標と大きな開きがあります。

次に、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームに該当した率につきまして、5年度の計画目標では15%と設定しておりますが、4年度実績はそれぞれ24.5%と目標に到達していない状況です。

最後に、ジェネリック医薬品の利用率につきまして、5年度の計画目標では80%と設定しておりますが、4年度の実績を見ますと83.5%と目標を上回っております。

次に、3の健康課題、保健事業の実施計画、主な指標ですが、当市の健診データ及び診療情報の分析に基づき次のとおり4つの健康課題を設定し、それぞれに対応した保健事業を実施いたします。

1つ目の健康課題は、特定健康診査・特定保健指導実施率の県内順位がいずれもワースト10にあることです。具体的な取組としては特定健康診査・特定保健指導及び国保人間ドック事業を考えており、ハガキや電話による受診勧奨を行うことで、特定健康診査実施率・特定保健指導実施率の目標をそれぞれ40%、45%に、特定保健指導による対象者の減少率を25%と設定し、実施率向上を目指して参ります。

2つ目の健康課題は、健診の結果、血糖値が高い者が多く、糖尿病が死因の割合が高いことです。具体的な取組として看護師・栄養士による各訪問指導事業、糖尿病重症化予防事業を考えております。特定健康診査等の結果から医療機関への受診が必要と考えられる方等に対しまして、看護師の訪問指導により、受診のきっかけづくりや生活習慣の改善意識を向上させ、生活習慣病の発症予防及び早期発見・重症化予防につなげていくことで、健診時のヘモグロビンA1cが高い者の割合及び生活習慣病医療費の割合の減少を目指して参ります。

3つ目の健康課題は、一人当たりの医療費が県平均より高く、伸び率も国を上回っていることです。具体的な取組として重複・頻回受診者等に対する訪問指導やジェネリック医薬品の利用を促進することで、後発医薬品の使用割合を88%以上、一人当たり医療費の伸び率を4年度比で県以下にすることを目指して参ります。

4つ目の健康課題は、生活習慣改善意欲は高いものの、健康に関するイベントや教室を通じて正しい知識を普及する必要があることです。具体的な取組として、元気応援！お得一ポン事業、市民健康づくり講座事業、各地区健康教室事業、歯周病検診事業を通じて、高血圧の割合の減少や運動習慣のある者の割合の増加等を目指して参ります。

最後に4の計画の推進でございますが、策定した計画は八戸市のホームページ等において公表し、被保険者や関係機関等への周知を図ります。

また、令和8年度に中間点検・評価を行い、その結果に基づき、目標値等を随時見直しながら、最終年度の令和11年度に計画全体の見直しを行い、令和12年度以降の次期計画の策定につなげてまいりたいと考えております。

なお、本日は概要のみをご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましてお気づきの点がございましたら、大変恐れ入りますが、資料に添付しております様式にご意見などを記入いただきまして、郵送またはファックスにて12月28日までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

●会長 ただいまの説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。何かござい

ませんか。

●委員 はい。

●会長 委員。

●委員 HbA1cとは何の数値ですか。

●工藤主査 血糖値の数値のことです。これが高い数値であると、糖尿病の可能性が疑われるとされております。

●委員 勉強不足で、今初めて見ましたので。ありがとうございます。

●委員 はい。

●会長 委員。

●委員 ずっと毎年同じように受診率とか改善策とか出てるんですけども、どうして毎年毎年受診率が悪いと市ではお考えですか。毎年こういう話題がいつも出て、こういう改善策を考えてるだけ、何も上がってきていないじゃないですか。かえてって実施の年度によっては、また下がっていたりというのものもあるし。

どういう強化策を具体的に考えていらっしゃるんですか。字面の良いことばかり書いていて、実際には受診率も良くないし、引がかかった人の特定保健指導実施率もアップしていないという感じがするんですよ。もっと具体的に改善策というのがあるんでしょうか。私たちが考えなきゃならないのでしょうか。教えてください。

●夏坂次長 はい。

●会長 夏坂次長。

●夏坂次長 今コロナのおかげで受診率が大幅に下がってしまって、しょうがないなという部分はあるんですけど、改善策ということで、それぞれの健診を受けていない人のタイプ別に、例えば1年おきに受けているような人とか、全然受けたことのない人とか、そういう形で分類しまして、それぞれに対して、通知文書の内容を変えてハガキを送っていると。

●委員 結局文書で送るっていうと読まない人もいる。もっと強力にアプローチとかはしないんですか。

●夏坂次長 それと、もう一つですね、何故健診を受けないのかという話で伺った時に、医者にかかっているからいいやというような回答が結構多いんです。ただ、お医者さんにかかっている、病気の部分しか見ていないわけで、健診というのは、もっと他の部分を見なければならぬという部分がありますので、その辺のところをうまくアプローチできないか今考えているところです。以上でございます。

●委員 それは良いと思います。よろしくお願いします。

●会長 他にございませんか。

●委員 はい。

●会長 委員。

●委員 3段目の健康課題・保健事業の実施計画・主な指標についてなんですが、星印について、県内市町村で共通して設定するとなっておりますが、従来の八戸市で決める数値ではなくて、県内全体で決めたのが置き換わっていくということでしょうか。

●工藤主査 星印のところは、実施率、特定保健指導実施率、特定保健指導による対象者の減少率について、そのものの指標については、設置が必須となっております。%の数値につきましては、ちょっとわかりづらいんですけども、各市町村の状況に応じて設定することとなっております。

●委員 はい。ありがとうございます。

●会長 他にございませんか。

●委員 はい。

●会長 委員。

●委員 私どもも医療保険者ですので、同じような計画を来年度から策定するんですが、少し私どもの状況を皆様にお話をさせていただきながら、協力を八戸市様にいただいているところもあるので、その辺のお礼を含めてということで発言をさせていただきます。

私ども協会けんぽは、被用者保険の中でも中小規模の加入事業所が県内2万社ぐらいあるんですが、大体従業員10人未満の事業所が9割を超えていると。八戸市の加入者の方でいうと、8万人弱なので、市民の方の3分の1は、私ども協会けんぽの加入ということになっておりまして、国民健康保険と比べると、65歳未満の方の加入、40から65歳までの加入がちょっと高い。

特定健診・特定保健指導実施率だと、従業員本人は会社の方で健診を労働安全衛生法で義務付けられて100%なんですけど、家族の方は被扶養者と言うんですけど、3割程度ということで、国保さんと同じ状況です。特定保健指導も全国平均で20%にいてないということなので、同じように健診・特定保健指導の実施率を上げていくという課題があるのですが、私どもも特定健診につきましては、健診を受けてもらうことが目的ではなくて、その後、特定保健指導であるとか、重症化予防、糖尿病による人工透析を防ぐような、いわゆる健診はスクリーニングなので、そのための目的ですよということを管理者の皆様にはしっかり広報していこうということを考えながら、来年度以降、事業を進めていきたいと思っております。

一つ、八戸市国保様の協力を得ているのは、被扶養者の特定健診ということで、昔は住民健診ということでみなさん市の方でやっていただいたんですけど、平成20年から各医療保険者が健診の責任を持つようになりまして、そこからなかなか健診の受診率は、家族の方が伸び悩んでいるということなので、いわゆる市の国保で実施している健診を私どもの被扶養者も利用させていただくと。そういったところも含めて、八戸市国保と私ども協会けんぽ加入者を合わせれば、だいたい3分の2の市民を占めるということですので、これからも八戸市国保様の協力を得ながら、一緒になって市民の皆様向けのポピュレーションアプローチを進めていきたいと思っておりますということが大きな話なのですが、全国的に見ると、青森県は、私ども協会けんぽの加入者の健康リスクからいうと、先ほど来、空腹時血糖であるとか、ヘモグロビンA1c、糖尿病に起因するような数値が出ておりますが、男女とも全国でワースト1位というのが健診結果で出てますし、喫煙率も男性だと1番高い、女性でも2位ということなので、生活習慣含めて、40歳から健診出来る歳ですけど、その前の若い段階からポピュレーション的なヘルスリテラシーを高める、こういったところをしっかりと取り組んでいかないといけないのかなということも考えておりますので、八戸市国保様と一緒に、委員の皆様も協力も得ながら一緒になって国民の健康増進に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

このデータヘルス計画とか第4期特定健康診査の実施計画、これは医療保険者が作るものなのですが、これと別に、健康増進計画ということで、市民の健康増進すべからくですね、包括的に進める計画もありますので、そちらとあわせて私どもも協会けんぽの加入者の健康増進も引き続き一緒にやっていただきたいというところの希望も含めてお礼とあわせての発言です。

長々とすみません、よろしくお願いいたします。

●会長 ご意見でございましたので、そのように。他にございませんか。

●委員 はい。

●会長 委員。

●委員 いつもお世話になっております。3番の実施計画案、資料4の健康課題の一番下ですね。後発品の使用割合が88%以上という目標値を掲げていらっしゃるんですけども、みなさんご存じの方も多いと思うんですけども、ジェネリックが今注文しても入ってこないという状況があるんです。昔はジェネリックを伸ばしていけば、医療費を抑えられるというような明確な目標があったんですけども、今のところ、ジェネリックが入らずに先発品にやむを得ず戻してしまうというケースももちろん出てきているんです。なので、目標としては大丈夫なんですけども、そういった要素も今はあって、みんな頑張っていくという現状をお伝えしたところでした。以上です。失礼しました。

●会長 他にございませんか。

●一同 なし。

●会長 他にないようでございますので、ただいまの事務局の説明に対しては了承したものと取り計らいます。

その他、委員の皆様、あるいは事務局から何かございませんか。ないようですので、これをもちまして本日の運営協議会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

[午後1時40分 閉会]